

島根県知的障害者施設保護者会連合会 会報



発行:島根県社会福祉協議会内

島根県知的障害者施設保護者会連合会

松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 5 階

TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

vol. 57

令和6年1月発行



改正障害者差別解消法の施行に向けて

島根県知的障害者施設保護者会連合会運営委員 長岡 秀樹 (社会福祉法人島根県社会福祉協議会常務理事)

障害者差別解消法は平成28年4月に施行され、その附則には3年後の見直しが規定されており、これにより改正法が令和3年5月に成立し、いよいよ令和6年4月から施行されます。 改正の主な内容は、民間事業者が合理的配慮を提供することについて、これまでは努力義務であったものが法的義務になるというものです。

内閣府が令和 4 年 11 月に行った「障害者に関する世論調査」によると、障がいを理由とする差別や偏見があると思う人の割合は 88.5%、5 年前と比べて差別や偏見が改善されたと思う人は 58.9%、合理的配慮の提供が行われなかった場合、差別に当たると思う人の割合が差別解消法施行前の 46.1%に対して直近では 64.7%となっています。少しずつ意識は改善されてきているものの、依然として差別や偏見が残っていると言わざるを得ません。

合理的配慮の提供にあたっては、施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための介助者の配置など、事前に対応しておくことが必要になります。これらは不特定多数に対して行われるものであり、環境の整備と言えます。これに加えて、個々の障がい者に対して、個別の状況に応じた合理的配慮が必要となり、障がい者の状況によって合理的配慮の内容は異なることになります。

このため、意思表示に対する支援を前提としつつ、障がい者の側からどのような配慮を必要とするのかについての意思表示が重要になってきます。事業者の側も社会的障壁を取り除くための必要な対応について障がい者としっかり対話していくことが求められます。

あいサポート運動などを通じて障がいに対する理解を深めていくとともに、 障がい者一人一人が意思表示しやすい社会を実現していくことが、改正障害 者差別解消法の施行にあたり、より一層求められています。





地区懇談会報告

令和5年度は各地区2回懇談会を行いました。



	第1回地区懇談会	第2回地区懇談会
東部地区	令和5年8月19日(土)	令和 5 年 11 月 4 日(土)
中部地区	令和5年7月29日(土)	令和5年10月31日(火)
西部地区	令和5年8月4日(金)	令和 5 年 11 月 7 日(火)
概 要	・研修会について	・知事要望について
	・各保護者会・家族会活動状況	・情報交換
	・県議会議員との懇談会について	・研修会の振り返り 他
	・知事要望について 他	

島根県議会議員との意見交換会

令和 5 年 12 月 12 日、島根県議会議事堂別館大会議室において、会議の冒頭に本会福間会 長、副会長、事務局から本会の概要、活動、利用者の生活実態などについて説明し、その後、 意見交換を行いました。多くの議員が参加され、活発な意見交換を行うことが出来ました。



<参加者>

(自民党議連連盟)

池田議員、山根議員、吉田議員、田中議員、坪内議員、久城議員

(自由民主党ネクスト島根)

嘉本議員、内藤議員、森山議員

(公明党島根県議団)

吉野議員、岡崎議員





(島根県知的障害者施設保護者会連合会)

福間会長、山根副会長、福間副会長、山内副会長、事務局



知事要望書提出

令和6年1月22日に丸山県知事への要望書を提出しました。

回答受領後、県との意見交換会を行う予定です。

なお、要望を行った項目は以下のとおりです。

- ① 島根県福祉医療費助成制度の見直しについて
- ② 新型コロナウィルス感染症対策について
- ③ 施設整備や職員の待遇改善について



福間会長と島根県大下障がい福祉課長

研修会報告

令和5年9月23日(土)、パルメイト出雲にて、社会福祉士の阪田健嗣氏を講師に迎え 「令和5年度島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会」を開催しました。

「ほんとうに必要?成年後見制度」をテーマに、身近な事例を挙げて分かりやすくお話し いただきました。

コロナ禍後、初めての研修でしたが、会長をはじめ、連合会役員、各保護者会(家族会) の積極的な働きかけもあり、75名の参加がありました。







令和5年度しまね県民福祉大会を開催しました

令和5年10月14日(土)くにびきメッセにおいて、「令和5年度しまね県民福祉大会」 を開催し、せいあん会の金崎学氏が本会会長表彰(功労賞)を受賞されました。長い間、 本会の役員としてご活躍いただき、ありがとうございました。

式典の後には、元厚生労働省事務次官、現全社協会長 村木厚子氏に「誰もが暮らしやすい島根を創る」と題して講演をいただきました。また、当日は障がい者就労支援事業所による製品販売も行われました。



保護者さまからの寄稿

はばたきの施設を知ってから



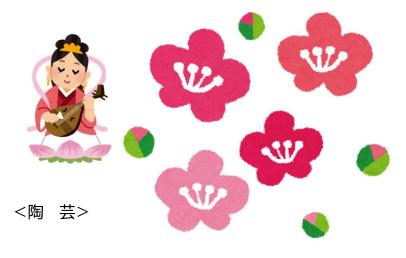
はばたき家族会 晴木 茂夫

知的障がい施設「はばたき」に娘を入所させて戴き、早いもので、もう33年が経ちます。

1990 年頃、松江市西川津町に、当時それまでよばれていた「松江学園」という施設がありました。建物が古くなり、新しく島根町大芦地区の山を開墾してまず一から始められ、三木園長さんを始めとして学園の関係者の方々が大変な思いをして、松江学園グループを立ち上げられたと伺っております。

ここの所三年間は、新型コロナウィルス禍の中での国民の生活、特に障がい者支援においては、いろいろと大変だったと思います。今年 5 月 8 日より新型コロナウィルスの医療は感染症法上 5 類移行となり、下火だったインフルエンザが猛威を振るっております。利用者の家族はもとより、職員の方々の感染予防のご苦労の数々本当に筆舌には尽くし難いことです。いろいろな行事が、学園では以前程には出来なくなりました。そういう中でも、子ども達だけは、元気で頑張ってほしい。職員の方々には、毎日の仕事が大変だと思いますが子ども達の為によろしくお願い致します。





施設保護者会活動

緑風園家族会の活動について







緑風園家族会 土佐 典照

緑風園は一昨年、開園(昭和46年5月)してから 50周年を迎えました。そこで園の設立時の状況を調べ てみたのですが、戦後に旧石見町にあった結核の中野 高原療養所で療養中の子どもたちの教育を始めたこと が障害者施設の設置に繋がっていったとあります。



<50 周年記念式典>

また園は町の中心部に設置されていることが素晴らしいと思いますが、昭和 46 年の町長さんの町づくりの方針のなかに福祉の進んだ町があげられていて、当時から地域全体に福祉精神の理解が進んでいたようです。このように先達の方々の努力が積み重なって今日があることに、あらためて感謝の念がわきます。

家族会の活動は、家族が園の利用者と楽しむイベント、4月の「春の会」、11月の「緑風祭」 が開催されてきました。また毎月1回園を訪問できる「ふれあいの日」が設けてあります。 しかしコロナ禍のために今年度も「ふれあいの日」は中止、イベントも利用者と職員のみの 規模縮小で寂しい状況が続いています。また役員会は行いましたが、総会は書面決議となり ました。コロナに加えインフルエンザが流行し難しいわけですが、「ズーム」での無味乾燥な



講演会などではなく、「ふれあい」のできる活動が一日 でも早く復活するよう願っています。



<神 楽>

「地域共生ホーム」ひと言紹介コーナー ~その2~

本会では、全国知的障害者施設家族会連合会が提言した「地域共生ホーム」の活用を 活動の柱と位置づけ、活動に取り組んでいます。

障がいのある人の"ホッとできるわが家"が「地域共生ホーム」です。「わが家」とは、安心して定住できる場所のことです。この書籍では、この「わが家」を根拠地に地域生活の広がりをどのように創るのかについて考えています。

第2章では、"「地域共生ホーム」から市民としての地域生活を創る"をテーマに地域生活の拠点である住まいと暮らしに協同する安定した人間関係=親密圏として、定住することの安心が地域生活の自立を育むことや「地域共生ホーム」の生活条件、慈しみ合いのある人間関係の必要性について述べられています。



また、親密圏から地域生活への展望を拓く支援について示されています。

島根県会員特別価格 1,620 円(税込)※送料別

情報発信を行っています

事務局では、奇数月に本会からの連絡や各関係団体の研修会、大会のご案内、全施連からのお知らせ等をメールによってお知らせしています。

メールアドレスの登録は簡単ですので、ぜひご登録ください。



登録方法

件名を「情報発信希望」とし、保護者会(家族会)の名前 とご自分の名前を下記メールアドレスにお送り下さい。

ご登録お待ちしております。

shougai@fukushi-shimane.or.jp

こちらからも登録できます

